

日 薬 業 発 第 248 号  
令 和 7 年 9 月 29 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」の廃止について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了については、令和7年9月11日付け日薬業発第218号にてお知らせしたところですが、今般、本配慮措置が今月末で終了することに伴い、「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」（令和4年9月16日付け日薬業発第219号）を令和7年9月30日限りで廃止することとなりました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

(別添)

- ・「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」の廃止について

(令和7年9月26日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

事務連絡  
令和7年9月26日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」の廃止について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

保医発 0926 第 3 号  
令和 7 年 9 月 26 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」の廃止について

後期高齢者医療制度における窓口負担については、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の公布について（通知）」（令和 4 年 1 月 4 日保発 0104 第 1 号）において示されているように、一定以上の所得を有する者の医療費の窓口負担割合を 2 割とするとともに、令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間、2 割負担の対象者について、月間の外来療養に係る負担増加額を 3 千円に抑える配慮措置を講ずることとされ、また、「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」（令和 4 年 9 月 13 日保医発 0913 第 6 号保険局医療課長通知。以下「令和 4 年通知」という。）において、診療報酬明細書等の特定疾病療養（マル長）の記載について取扱いを示しており、本取扱いの終期については、改めてお知らせするとしていたところである。

今般、本配慮措置が今月末で終了することに伴い、令和 4 年通知を令和 7 年 9 月 30 日限りで廃止することとしたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。